

## ウ 復興交付金事業計画

復興交付金制度は、被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを、資金面から支援することにより復興を加速させようと創設されたもので、いわき市を含む特定被災区域において、文部科学省、農林水産省、国土交通省など5省40基幹事業およびこれら事業に関連する効果促進事業が対象となりました。

市は順次着手可能な事業を事業計画として取りまとめ、平成23（2011）年度から現在までに第1～7次にわたり申請し、これまで防災集団移転促進事業、被災市街地復興土地区画整理事業、災害公営住宅整備事業、復興整備実施計画事業などが採択されました。採択事業は延べ207事業、交付対象事業費は約912億円、交付金額は約738億円に達しています。

今後も平成27（2015）年度まで数度の申請を予定しており、市の早期復興を図るため、本制度を最大限に活用することとしています。

## 6 復興へ向け、力強く施策を展開（復興事業計画の重点施策）

市は「市復興事業計画」の重点施策として9項目を位置づけ、さまざまな事業に取り組んでいます。

### (1) 津波被災地域の復興に向けた土地利用

#### ① 都市再生区画事業（被災市街地復興土地区画整理事業）

津波被害の大きかった既成市街地においては、津波を防ぐため河川や海岸保全施設などの整備にあわせ、後背市街地および農地、山林などを含めた区域を、土地区画整理事業の手法により、商業、住宅地などを適正、かつ一体的に整備します。

対象施行区域は、久之浜、薄磯、豊間、小名浜港背後地、小浜、岩間の計6か所で、平成25（2013）年11月には岩間・小浜地区で、同年12月には久之浜、薄磯・豊間地区、小名浜港背後地で、それぞれ起工式を行っており、早期の完成をめざしています。（表6-1、図6-3、8、10、14、15）

■表6-1 震災復興土地区画整理事業の概要

区分 地区	被災面積		計画	
	浸水面積(ha)	全半壊(戸)	面積(ha)	区画(区画)
久之浜	36.75	270	28.3	283
薄磯	26.98	326	37.2	387
豊間	57.37	689	56.4	511
小名浜港背後地	76.66	568	12.2	17
小浜	9.55	50	4.3	47
岩間	35.12	188	11.6	79

#### ② 防災集団移転促進事業

津波により相当数の建物が流出し、住民が住むには適当でないと認められる区域内の住宅地などについては、近隣の安全な場所に住宅地を整備し、コミュニティの維持を図りながら、防災集団移転促進事業により集団移転行うものです。

対象施行区域は、久之浜町末続、久之浜町金ヶ沢、江名走出、錦町須賀の計4か所です。（表6-2、図6-1、2、11、16）

## 6 復興へ向け、力強く施策を展開（復興事業計画の重点施策）

■表6-2 防災集団移転促進事業の概要

地区	移転促進		住宅団地	
	面積 (ha)	世帯 (数)	面積 (ha)	世帯 (数)
末続	7.0	19	0.7	10
金ヶ沢	3.5	13	0.6	10
走出	0.6	21	0.1	15
錦町須賀	4.0	39	0.7	21

### ③ 津波被災地域における復興整備事業

#### ア 久之浜町末続

久之浜末続地区においては、防災集団移転促進事業により、一部住民がJR常磐線末続駅の南西側の末続字宮田へ移転します。(写真6-1、表6-2)

一部区域については、海岸堤防や河川堤防のかさ上げなどの防災対策により、市街地の安全性を向上させながら現位置で復興します。(図6-1)



■写真6-1 久之浜町末続地区の移転先団地  
〔平成25年12月撮影〕



■図6-1 末続地区土地利用構想図

#### イ 久之浜町金ヶ沢

久之浜町金ヶ沢地区においては、海岸堤防のかさ上げなどの防災対策を行うとともに、防災集団移転促進事業により、集落の南西、JR常磐線久ノ浜駅の北方、国道6号線久之浜バイパスおよび県道折木-筒木-久之浜線の沿線である大久町大久字北田へ移転します。(表6-2、図6-2)



■図6-2 金ヶ沢地区土地利用構想図

### ウ 久之浜

久之浜町久之浜においては、緩やかな階段状の海岸堤防をかさ上げし、背後には津波防災緑地を設けます。市街地のうち、旧国道より海側については、住宅地などを近隣の安全な場所へ移転することを基本とし、一部区域に商業・業務・住宅地を配置します。これらの区域では、震災復興土地区画整理事業により地区幹線道路、地区内道路、公園などの都市基盤施設を整備し、良好な市街地環境の形成を図ります。（表6-1、図6-3、4）

旧国道より陸側については、一部地域を除き、現位置で復興を図ります。

また、被災した久之浜・大久支所および久之浜公民館の機能を一体化・集約化した防災拠点施設（津波避難ビル）を整備するため、支所および公民館を久之浜町西二丁目6-11へ一時的に移転しました。期間は平成25（2013）年7月から同28（2016）年3月までの予定です。（表6-1、図6-3、4、表6-3）

久之浜町久之浜字川田には、災害公営住宅整備事業を進めます。（表6-3）



■図6-3 久之浜地区土地利用構想図

■図6-4 久之浜地区の震災復興土地区画整理事業と防災緑地の完成イメージ図



### エ 田之網

田之網地区においては、海岸堤防のかさ上げ（歩道の整備）や浜川・横内川への水門整備などの防災対策により、地域の安全性を向上させながら、現位置における復興を基本とします。（図6-5）



■図6-5 田之網地区土地利用構想図

## 6 復興へ向け、力強く施策を展開（復興事業計画の重点施策）

### オ 四倉

四倉地区においては、海岸堤防をかさ上げするとともに、背後には津波防災緑地を設けます。(図6-6)

四倉市街地については、防災対策などにより安全性の向上を図りながら、従前の土地利用を踏まえ、現位置における復興を進めます。(図6-6)

四倉町上仁井田字矢ノ田には、災害公営住宅整備事業を進めます。(表6-3)



■図6-6 四倉地区土地利用構想図

### カ 平沼ノ内

平沼ノ内においては、海岸堤防をかさ上げするとともに、背後には津波防災緑地を設け、市街地の安全性向上を図ります。加えて、海岸に沿って海岸道路を整備し、観光資源や生活利便性の向上を図ります。これ以外の区域については、従前の土地利用を踏まえながら、現位置における復興を進めます。(図6-7)

平沼ノ内字西原には災害公営住宅整備事業を進めます。(表6-3)



■図6-7 沼ノ内地区土地利用構想図

### キ 平薄磯

平薄磯地区においては、海岸堤防にかさ上げを施工し、背後には津波防災緑地を設けるとともに、海岸道路を整備し、観光振興の向上を図ります。

住宅地などについては震災復興土地区画整理事業を施行することにより近隣の安全な場所へ移転するほか、地区幹線道路や地区内道路、公園などの都市基盤施設を整備し、良好な市街地環境の形成を図ります。さらには住宅地や商業・業務地などをゾーニング



■写真6-2 薄磯地区津波避難のための地区懇談会 (平成25 (2013) 年4月 いわき市撮影)

により、生活利便性や安全性の向上を図ります。(表6-1)

被災した豊間中学校は、従来の校舎から約300m内陸側（豊間小学校西側）へ移転・整備します。

平薄磯字北ノ作には災害公営住宅整備事業を進めます。(表6-3)

土地利用に係る事業については、平成27(2015)年度を目標に進めます。(写真6-2、図6-8、9)



■図6-9 平薄磯地区の復興イメージ

### ク 平豊間

平豊間地区においては、海岸堤防や河川堤防のかさ上げを施工し、背後には津波防災緑地を設けるとともに、海岸道路を整備して、観光振興の向上を図ります。

住宅などについては震災復興土地地区画整理事業を施行することにより近隣の安全な場所へ移転するほか、地区幹線道路や地区内道路、公園などの都市基盤施設を整備し良好な市街地環境の形成を図ります。さらには住宅地や商業・業務地などをゾーニングにより、生活利便性や安全性の向上を図ります。(表6-1)

平豊間字榎町には災害公営住宅整備事業を進めます。(表6-3)

土地利用に係る事業については、平成27(2015)年度を目標に進めます。(図6-10)



■図6-8 薄磯地区土地利用構想図



■図6-10 豊間地区土地利用構想図

## 6 復興へ向け、力強く施策を展開（復興事業計画の重点施策）

### ケ 江名字走出、江名地区

江名字走出においては、海岸堤防のかさ上げなどの防災対策を行うとともに、防災集団移転促進事業により、南西約4kmに位置する永崎字町田へ移転します。（表6-2、図6-11）

江名港周辺については、港湾施設の復旧などにより、地域の安全性向上を図りながら、現位置における復興を基本とします。（図6-11）



■図6-11 江名走出、江名港地区土地利用構想図（図6-10）

### コ 折戸、中之作地区

折戸、中之作地区については、海岸堤防のかさ上げや港湾施設の復旧などにより、地域の安全性向上を図りながら、現位置における復興を進めます。（図6-12）



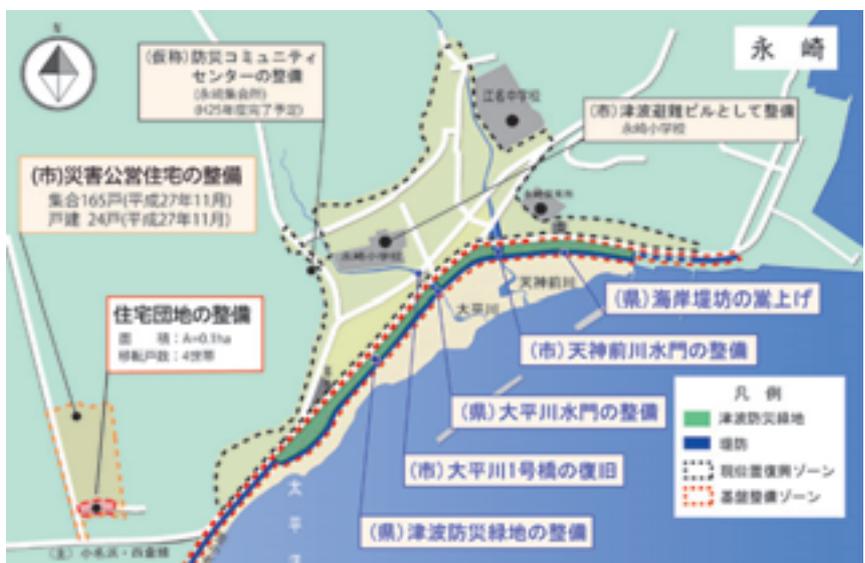
■図6-12 折戸、中之作地区土地利用構想図

### サ 永崎、小名浜下神白地区

永崎地区においては、主要地方道小名浜-四倉線から海側一帯について緩やかな階段状の海岸堤防をかさ上げするとともに、背後には津波防災緑地を設け、市街地を中心とした地域の安全性向上を図りながら、基本的に現位置における復興を進めます。（図6-13）

永崎字町田には江名字走出の住民を対象とした移転先の住宅団地を整備するとともに、災害公営住宅整備事業を進めます。（図6-13、表6-3）

小名浜下神白地区においては、海岸堤防のかさ上げや神白川への



■図6-13 永崎地区土地利用構想図

水門整備などの防災対策などにより、地域の安全性向上を図りながら、現位置における復興を図ります。

### シ 小名浜港及び背後地

小名浜港においては、新小名浜魚市場の建設や重要港湾としての機能強化などを図ります。また、その背後地においては、震災復興土地区画整理事業などによる市街地整備を実施し、さらに民間活力の導入を図りながら、新たな都市拠点を形成します。（表6-1。詳しくは28、29ページ）

### ス 小浜地区

小浜地区においては、海岸堤防をかさ上げするとともに、海岸道路を整備し、住宅地については震災復興土地区画整理事業を施行し、地区幹線道路、地区内道路、公園などの都市基盤施設を整備し、良好な市街地環境の形成を図ります。（表6-1）

漁港周辺については、水産関連事業などの地場産業の復活をめざします。

土地利用に係る事業については、平成27(2015)年度を目標に進めます。（図6-14）



■図6-14 小浜地区土地利用構想図

### セ 岩間地区

岩間地区においては、海岸堤防をかさ上げし、背後には津波防災緑地を設けるとともに、海岸道路を整備します。住宅地などについては、震災復興土地区画整理事業により近隣の安全な場所へ移転するほか、地区幹線道路、地区内道路、公園などの都市基盤施設を整備し、良好な市街地環境の形成を図ります。（表6-1）

土地利用に係る事業については、平成27(2015)年度を目標に進めます。（図6-15）



■図6-15 岩間地区土地利用構想図

### ソ 錦町須賀地区

錦町須賀地区においては、一部住民が防災集団移転促進事業により勿来錦第一土地区画整理事業区域内（錦町鶯ノ巣）へ移転します。（表6-2、写真6-3）

一部区域については、海岸堤防や河川堤防のかさ上げなどの防災対策などにより市街地の安全性を向上させながら、現位置で復興をめざします。（図6-16）



■写真6-3 錦町須賀地区の復興移転先団地（勿来錦第一土地区画整理事業区内）〔平成25(2013)年11月 いわき市撮影〕



■図6-16 錦町須賀地区土地利用構想図

#### ④ グランドデザイン策定による津波被災地区のまちづくり

津波被災地区の復興について、さらに地域特性を踏まえた安全・安心、観光、教育など各分野の将来像、事業跡地の利活用について取り組んでいくためには、広範囲にわたる検討が必要となります。

このことから、市は平成25（2013）年7月、まちづくりに関わる庁内部署の職員で構成するプロジェクトチームを立ち上げました。今後は、市内の被災地区を「北部」、「豊間」、「南部」の3地区グループに分け、地元住民や行政、民間などによるグランドデザインを策定し、新しいまちづくりにつなげることであります。

#### ⑤ 海岸の防潮堤

東日本大震災の津波被害を受けた市内海岸のうち、被災した約29km部分については、県が主体となって施工します。具体的には防潮堤の高さを、従来の高さから1～2.5m（地震で沈下した50cm前後分を含め）かさ上げし、7.2m（久之浜地区の一部は8.7m）にするとともに、従来のものよりも厚みを持たせるほか、基礎の深さも十分に確保して、堤防強化を図ることとしており、市内海岸部分では、平成24（2012）年11月から着工しています。このうち平下大越の海岸では平成25（2013）年10月、県内では初めての防潮堤（全長920m、高さ7.2m）が完成しました。（写真6-4）

また、被災した市内53か所の市管理河川のうち、平成26年（2014）2月現在で42か所が完成しており、復旧率は79%となっています。



■写真6-4 整備された平下大越（夏井川河口の右岸）の防潮堤  
震災時には堤防がなかった部分で、建築材としてコンクリートがれがきが利用された。（平成25（2013）年10月撮影）

## (2) 災害公営住宅の整備等

### ① 災害公営住宅の整備事業

災害公営住宅は、災害により住宅を失い、個人で住宅を再建することが困難な被災者に対し、安定した生活を確保してもらうために市町村が提供する公営住宅です。

市は、あらかじめ住宅需要や住宅建設地の適正などを検討し、いわき市民向けの災害公営住宅の建設計画を進め、平成24（2012）年10月から一部建設に着手。平成27（2015）年度末までの完成をめざしており、すでに平成25（2013）年10月から同年12月まで入居申し込みを受け付けました。（表6-3）

建設を進めている災害公営住宅への入居は、年度内の常磐関船団地を皮切りに平成26（2014）年度から27

年度にかけて、それぞれ可能となる予定です。（写真6-5-1.2）

被災者の入居に際して、現行法の「被災市街地復興特別措置法」の規定では、収入要件を緩和する対象期間が災害発生日から3年間（平成26年3月10日）となっておりますが、被災者が安心して暮らすことができる生活環境を整備するため、市は県および県内59市町村との共同により、被災者が公営住宅などに入居しようとする場合の入居資格要件の緩和を平成33（2021）年3月11日まで延長できるなどの「復興推進計画」を申請し、これが平成25年7月に認定されました。



■写真6-5-1 災害公営住宅「常磐関船団地」〔平成26（2014）年2月 いわき市撮影〕

■写真6-5-2 同団地における鍵の引き渡し式〔平成26（2014）年3月 いわき市撮影〕

■表6-3 市内各地区における災害復興住宅の整備予定戸数

（平成25年12月1日現在）

地区	団体名	所在	区分	整備予定戸数・戸	うち戸建戸数（戸）	入居開始予定
平地区 (430戸)	豊間	平豊間字榎町		192	(24)	平成26年6月＝集合6号棟 平成26年10月＝集合1～5号棟、戸建て
	薄磯	平薄磯字北ノ作		103	(18)	平成26年6月＝集合1号 平成26年10月＝集合2号棟、戸建て
	沼ノ内	平沼ノ内字西原		40	(0)	平成26年4月
	作町	平字作町二丁目		45	(0)	平成26年10月
	北白土	平北白土字宮田		50	(0)	平成27年11月
小名浜地区 (189戸)	小名浜	永崎字町田		189	(24)	平成27年11月＝集合、戸建て
勿来地区 (236戸)	佐糠第一	佐糠町東二丁目		30	(0)	平成27年10月
	佐糠第二	佐糠町二丁目		20	(0)	平成27年10月
	錦	錦町鷺ノ巣		64	(0)	平成26年4月
	勿来関田	勿来町関田飯ノ辺前		72	(0)	平成27年1月
	勿来四沢	勿来町四沢渋沼		50	(0)	平成27年1月＝集合 (30) 平成27年12月＝戸建て
常磐地区 (120戸)	常磐関船	常磐関船町古宿		32	(0)	平成26年3月
	常磐湯本	常磐湯本町下浅貝		88	(0)	平成28年1月＝集合 (13) 平成27年11月＝戸建て
内郷地区 (250戸)	雇用促進住宅	内郷高坂町砂子田		250	(0)	平成27年10月＝第一工区修繕 平成28年3月＝第二工区修繕
四倉地区 (151戸)	四倉	四倉町上仁井田字矢ノ田		151	(0) (21)	平成26年7月＝集合1、2号棟 平成26年10月＝集合3、4号棟、戸建て
久之浜地区 (136戸)	久之浜	久之浜町久之浜字川田		136	(0)	平成27年2月＝集合
					(16)	平成27年12月＝戸建て
合計	—			1,512	(146)	—

注）建設予定地、戸数、入居開始予定は、今後建築設計および用地交渉などにより変更する可能性があります。

## ② 津波被災住宅の再建を支援

市は津波被災地域の住宅再建を支援することにより住民の定着を促し本格復興につなげるため、「市津波被災住宅再建事業補助金」を創設、平成25（2013）年8月から申請の受け付けを開始しました。

市はこれまで防災集団移転促進事業などを行う市内区域において、住宅再建のための支援を実施してきましたが、市内で再建することを選んだ市民を対象に、新たに支援を実施するもので、県市町村復興支援交付金を活用し、国が対象としている「全壊家屋」に加え、市独自の施策として「大規模半壊家屋」「半壊でやむを得ず解体した住宅」まで対象を広げ助成することとしています。

事業期間は平成25年度から32（2020）年度までで、住宅ローンの利子、移転に伴う引越し費用、宅地かさ上げの工事費用の一部をそれぞれ補助します。（表6-4）

■表6-4 市津波被災住宅再建事業補助金の内容

補助対象事業	補助対象経費	補助限度額
住宅建設等再建事業	住宅の建設、購入に係る金融機関からの借入金の利子に相当する額	1戸当たり153万円
住宅移転事業	住宅の移転に伴う家財道具の運搬等に要した経費	1戸当たり10万円
津波被災宅地防災対策事業	宅地の盛土によるかさ上げ工事に要した経費の2分の1（津波被災地内での再建のみ。自ら居住する家屋）	1戸当たり119万円

## (3) 心のケア

### ① 保健師などにより一時提供住宅の被災家庭を訪問し、健康支援

東日本大震災により家屋が被災して、一時提供住宅（民間アパートや応急仮設住宅）に避難している方々は、とすると長引く避難生活でストレスや身体の不調を抱えがちになっていることから、健康状態の悪化を防ぎ、心身のケアによる安定した生活を送ってもらおうと、市は保健師や看護師による被災者健康支援事業を行っています。

具体的には、家庭訪問や集会所などにおける健康相談・健康教室を通じ、健康状態や生活環境の確認、心身の健康に関する相談、助言、健康に関する情報提供などを行うもので、平成24（2012）年度は延べ3,762件の家庭訪問、37件の健康相談を実施してきました。

平成25（2013）年度においては、主に前年度までに健康不安や潜在的な健康問題を抱え対応が必要と判断されたケースを中心に、聞き取りをしながら定期的な家庭訪問などにつなげた活動を行っています。（写真6-6）



■写真6-6 市が実施している被災者健康支援事業の一時提供住宅訪問（平成25（2013）年8月 いわき市撮影）

### ② 子ども元気復活交付金を活用して、子育て世帯の定住へ

市は平成25（2013）年度から、国の福島定住等緊急支援交付金（子ども元気復活交付金）を活用した「市定住緊急支援事業計画」として10事業に取り組むこととしました。

これは、原発事故の影響により人口が流出し、地域の復興に支障が生じていることから、子どもの運動機会を確保するための施設を整備することにより子育て世帯が安心して定住できるよう環境を整え、地域復興の促進につなげようとして実施するもので、保育所・幼稚園・小学校・公園などの遊具更新、多目的運動場の設置、プールの改築などの整備を盛り込んでいます。（表6-5）

■表6-5 定住緊急支援事業の概要

事業名	区分	事業個所など	事業概要	事業期間
1	市立保育所遊具更新事業 私立保育所遊具更新事業	24施設46基 25施設103基	市立保育所の遊具を更新 私立保育所の遊具を更新	平成25年度 平成25年度
2	市立幼稚園遊具更新事業 私立幼稚園遊具更新事業	18施設36基 35施設110基	市立幼稚園の遊具を更新 私立幼稚園の遊具を更新	平成25年度 平成25年度
3	市立小学校遊具更新事業	44施設121基	市立小学校の遊具を更新	平成25年度
4	公園等遊具更新事業	17施設51基	都市公園、フラワーセンターの遊具を更新	平成25年度
5	スポーツ交流促進施設（多目的運動場）整備事業	平下高久（新舞子ハイツグラウンドの隣接地）	ソフトボールが同時に4面実施できる多目的運動場を整備	平成25～27年度
6	スポーツ交流促進施設（多目的運動場）駐車場整備事業	「5」の効果促進事業	新舞子ハイツグラウンドを拡張して多目的運動場の駐車場を整備	平成25～27年度
7	屋内ヘルスプール施設改築事業	いわき新舞子ハイツ	既存の屋内ヘルスプールを改築し、リニューアル	平成25年度
8	松ヶ岡公園整備事業	松ヶ岡公園	芝生広場や大型遊具などを配した遊具広場、散策園路などを整備	平成25、26年度
9	（仮称）なこそ子ども元気パーク整備事業	旧植田児童館跡地・後宿児童遊園	屋内外運動施設を整備するとともに公園内の遊具を更新	平成25～27年度
10	子育て支援・児童健全育成機能整備事業	「9」の効果促進事業	「9」の事業に併せ、子育て支援拠点機能などを整備	平成25～27年度

### ③ 屋内の遊び場を設置

市は原子力発電所事故の影響で外出を控え、屋外の遊びに不安を持つ保護者や子どもたちに安心してすごしてもらおうと、平成24（2012）年12月には、石炭・化石館内に「いわきっずもりもり」、南部アリーナ内に「同ふるふる」、さらには平成25（2013）年3月には海竜の里センター内に「回るんるん」の屋内遊び場を、それぞれ設置し、大勢の子どもたちに利用されています。（写真6-7）



■写真6-7 海竜の里センター内に開設された「るんるん」  
〔平成25（2013）年3月25日 いわき市撮影〕

## (4) 原子力災害対策

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線による健康被害に対しては、市は実施主体である福島県の方針に基づき、市民の放射性物質による内部被ばくの実態を把握するとともに、自己の健康管理に役立てていただくことを目的として、平成23（2011）年11月からこれまで、内部被ばく検査や食品などの検査を実施してきました。

### ① 放射線内部被ばく検査

#### ア 平成24年度までの検査結果

ホールボディカウンターによる内部被ばく検査については、福島第一原子力発電所の事故当時、いわき市に住民登録があった18歳以下の方と平成22（2010）年8月1日から同23（2011）年7月31日の間に親子健康手帳が交付された方、および現在、同手帳が交付されている方を対象として行いました。

平成24（2012）年度末までに、内部被ばく検査対象者6万4,346人のうち、受検したのは4万6,557人（受

## 6 復興へ向け、力強く施策を展開（復興事業計画の重点施策）

検率72.4%)で、検出限界値（測定して検出できる最小値）を下回った方は4万5,624人と、全体の98.0%。また、検出された残る933人（2.0%）の方も、預託実効線量（内部被ばくによる累積線量／成人は50年後、子どもは70歳までを、それぞれ想定）は健康に影響がないとされている1ミリベルト未満でした。

### イ 検査対象の拡大

平成25（2013）年度の検査については、引き続き未受検者や新たに親子健康手帳を交付された方などを先行し、さらに対象者を拡大し、震災後にライフラインの復旧活動に従事した方や19歳以上の市民の皆さんへ順次拡大して実施しています。（表6-6）

■表6-6 検査対象者の拡大状況

実施時期	検査対象者
平成25年当初から実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成24年度までの未受検者（18歳以下の子どもなど）</li> <li>新たに親子健康手帳を交付された妊婦</li> <li>4歳に到達した子ども</li> <li>消防団員や水道などの復旧に従事した方</li> </ul>
対象者拡大（平成25年6月～）	<ul style="list-style-type: none"> <li>震災後、ライフラインの復旧活動（建設・土木業など）に従事した方</li> <li>事故当時、19歳以上39歳以下の市民（誕生日が昭和46年4月2日から平成4年3月12日までの方）</li> </ul> ※平成25年12月2日からは40歳以上に拡大して実施

この結果、平成26（2014）年1月31日現在では、受検者は1万3,706人のうち不検出（検出限界値を下回った）は1万3,614人で、全体の99.3%となりました。検出された92人についても、預託実効線量は、健康の影響がないとされる1ミリベルト未満でした。

これまで検査対象となっていた方で、まだ検査を受けていない方は、保健所放射線健康管理センター予約専用番号（電話27-8562）にお申込みのうえ、検査を受けてください。

## ② 甲状腺の検査

### ア 平成24年度、市北部の小中学校における甲状腺の検査結果

いわき市分の甲状腺検査については、実施主体である県により、平成25（2013）年度から実施される予定でしたが、検査の早期実施を強く求める市民の切実な想いを踏まえ、早急に検査を実施するよう、本市が再三にわたり、検査の実施主体である県に要請した結果、平成24（2012）年12月17日に、本市独自の判断で自主避難を要請した久之浜・大久地区等を対象とした甲状腺検査が実施されました。

■表6-7 甲状腺検査の結果判定状況(平成25年12月末日現在)

実施時期	対象者	受診者数	受診率	結果確定数	判定結果(上段人数/下段割合)			
					A1	A2	B	C
いわき市	62,176	46,201	74.3%	45,474	19,894	25,196	384	0
				98.4%	43.7%	55.4%	0.8%	0.0%
福島県全体	333,403	269,354	80.8%	254,280	134,805	117,679	1,795	1
				94.4%	53.0%	46.3%	0.7%	0.0003%
福島県外3市 (弘前市・甲府市・長崎市)	4,365	4,365	100%	4,365	1,853	2,468	44	0
				100%	42.5%	56.5%	1.0%	0.0%

A1判定 = 結節やのう胞を認めなかったもの。

A2判定 = 5.0mm以下の結節や20.0mm以下ののう胞を認めたもの。

B判定 = 5.1mm以上の結節や20.1mm以上ののう胞を認めたもの。

C判定 = 甲状腺の状態などから判断し、直ちに二次検査を要するもの。

注) 1 県外3市の甲状腺所見率調査(平成24年11月～翌年2月)結果について、環境省の見解は「福島県とほぼ同様の結果と考えている」としている。

2 B判定・C判定は二次検査の対象。